

市川市第 6 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県市川市田尻 2 丁目 1 1 番 2 5 号
 氏 名 株式会社 市川環境エンジニアリング
 代表取締役 岩 楯 保

複写禁止

本許可証は、原本の写しです。
 本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。

株式会社市川環境エンジニアリング

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

市川市長 田中 甲 印

| | |
|----------|--|
| 許可の年月日 | 2026年 4月 1日 |
| 許可の有効期限 | 2028年 3月31日 |
| 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物（ごみ、浄化槽汚泥、食品残渣） |
| 積替え保管場所 | 市川市原木 2480 番 1、2481 番 1、2482 番 1 の一部 （ビン、缶、不燃ごみ及び道路清掃に伴って生じる一般廃棄物に限る） |
| 収集運搬区域 | 市川市内全域 |
| 条 件 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 収集運搬区域内において収集した一般廃棄物（ごみ）は、市川市クリーンセンターに搬入すること。ただし、資源化を目的とするものについてはこの限りではない。 2. 収集運搬区域内において収集した一般廃棄物（浄化槽汚泥）は、市川市衛生処理場に搬入すること。 3. 一般廃棄物（ごみ）を市川市クリーンセンターへ搬入する際には、市川市クリーンセンターの受入基準を遵守すること。 4. 一般廃棄物（浄化槽汚泥等）を市川市衛生処理場へ搬入する際には、市川市衛生処理場の受入基準を遵守すること。 5. 許可車両については、市川市内から発生する一般廃棄物（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物を含む。以下同じ）の収集又は運搬以外の用途には使用しないこと。 ただし、浄化槽汚泥収集車両についてはこの限りではない。 6. 一般廃棄物の収集又は運搬については、可燃物、不燃物及び資源物等の分別を徹底し、ごみの減量及び資源化に努めること。 7. 一般廃棄物の取り扱いについては、飛散及び流出並びに悪臭の発散等がないよう措置を講ずること。 8. 積替え保管施設の使用については、周辺環境への影響に配慮し必要最小限度にとどめること。 |
| 備 考 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令等を厳守すること。 2. 許可の申請に係る事項につき変更があるときは、市と事前に協議を行い、その指示に従うこと。 3. 事故等があった場合は、速やかにその状況を報告し、市の指示を受けること。 4. 当月分の一般廃棄物処理業務実績報告書は翌月10日までに市に提出すること。 5. その他、市係員の指示に従うこと。 <p>[当初許可年月 昭和 47 年 4 月]</p> |

この決定（この通知書に記載された処分）に不服があるときは、この決定（処分）があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市川市長に対して審査請求をすることができます。
 また、この決定（処分）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市川市を被告として（市川市長が被告の代表者となります。）、この決定（処分）の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定（処分）の取消しの訴えを提起することができます。